

審査基準

I 審査方法

審査は、令和5年度「活字文化のグローバル発信・普及事業」実施業務の企画審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、書類選考と必要に応じて面接選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員会委員は、IVに示す評価項目ごとに、評価基準に基づき点数化したものがその企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

予算規模の範囲内において、評価点が最も高いものを採択案件に決定する。得点合計が最も高い者が複数ある場合は、審査委員会の総意により、具体的な事由をもって、そのうちの一つを採択案件に決定する。

ただし、評価点（全審査員の得点合計の平均）が25点を下回る場合は採択しない。なお、企画審査委員会は非公開とする。

IV 評価方法

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする（3ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価については別途記載）。

[評価基準]

5点・・・特に優れている	2点・・・やや劣っている
4点・・・優れている	1点・・・劣っている
3点・・・普通	

[評価項目]

1 事業計画に関する評価

- ① 本事業の趣旨・目的を理解し、中核となる翻訳家の育成や日本の活字コンテンツの海外展開の促進、世界に向けた日本の活字文化の発信を実施する事業として具体的に練られていること。
- ② 翻訳コンクールやその他の事業を通じた実施手法が適切であり、海外において日本の活字文化を発信する基盤となる翻訳家の効果的な発掘・育成が期待できること。

- ③ 日本の出版社等による活字コンテンツの海外展開を促進するための事業及び海外展開に必要な知識やノウハウを広く共有していくための仕組みが適切に提案されていること。
- ④ 世界に向けた幅広い発信や、特定の国・言語圏を定めて効果的に働きかけを行うための実施手法が適切であり、グローバルな文学関係者や出版関係者等を対象とした日本の活字文化の理解促進が期待できること。
- ⑤ 事業のスケジュールが具体的かつ実現可能なものであること。
- ⑥ 出版関係者との連携が可能となる事業計画になっていること。
- ⑦ 不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定（特に人件費、謝金、旅費）が妥当であること。全体経費のうち再委託費が大部分を占めていないこと。

2 事業主体に関する評価

- ① 企画提案書に記載された内容を実施可能な組織体制を有していること。
- ② 活字コンテンツの海外展開に必要な知識やノウハウ、海外とのネットワークを有していること。
- ③ 業務及び経理処理の適切な管理と遂行ができる組織体制を有していること

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等または内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

※ 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝1.5点
- ・認定段階3＝2点
- ・プラチナえるぼし認定＝3点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点
- ・トライくるみん認定＝1.5点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令

和3年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、①の認定を除く。)) = 1.5点

・くるみん認定③(令和4年4月1日以降の基準)(令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定) = 1.5点

・プラチナくるみん認定 = 3点

○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

・ユースエール認定 = 2点

○上記に該当する認定等を有しない = 0点